

令和3年度バーチャルツアーを活用したインバウンド促進業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により海外との渡航制限が行われているなか、今まで関係を強化してきた旅行会社とのつながりを維持・強化することは、将来のインバウンド再開に向けて、重要な意味を持っている。

また、人の往来や接触が制限されるなか、仕事や生活の様々な場面で、オンラインを活用した取組が広がっており、コロナ後のニューノーマルとして、インバウンドセールスにおいても、従来の手法に加えオンラインでの実施が求められている。

こうしたことから、本事業では、台湾、タイ、シンガポールなどの市場において訪日旅行に強みを持つ現地旅行会社及び三重県を含むツアー造成に強い関心を持つ現地旅行会社に対し、バーチャルツアーやオンライン商談会を行うことで、訪日旅行再開時の旅行商品造成を促進することを目的とする。

2 契約期間

契約締結日から令和4年3月25日（金）まで

3 ターゲット市場

台湾、タイ、シンガポールを含む3市場以上（以下「各市場」。）とする。

4 業務内容

（1）バーチャルツアー等で使用する映像の制作

ア 概要、制作本数、時間等

- ・各市場でのバーチャルツアーで使用するため、三重県内の観光地等を外国人旅行者が訪問する視点で紹介する1時間程度の映像を3本制作すること。
- ・それぞれの映像には、アウトドア体験やレンタカーを利用した旅行など、アフターコロナの訪日旅行においてニーズが高まるとされるテーマ及びタイトルを設定すること。
- ・映像1本につき、5箇所以上の県内観光地や観光施設等のコンテンツを取り入れること。
- ・三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズ「Mie, Once in Your Lifetime」（一生に一度は訪れたい三重県）を活用すること。

（※三重県観光ブランドロゴ・キャッチフレーズについて）

<http://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0032500073.htm>

イ 言語・音響

- ・各映像について、英語は必須とし、ナレーション等の音声を入れる場合はネイティブの外国人を使用すること。また、繁体字中国語、タイ語についても字幕や吹替を行うなどして、各映像について3言語で制作すること。
- ・BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用す

るなど、著作権の問題が発生しないようにすること。

なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いも含めた一切の手続等を受託者の負担により行うこと。

ウ その他

- ・映像はフルHD以上の解像度で制作することとし、ウェブサイトやYouTube等で使用可能なサイズ及びファイル形式で制作すること。
- ・制作した各映像については、1時間程度の映像以外に各観光地や観光施設等のコンテンツ毎に分割した映像も納品すること。
- ・映像制作にあたっては、新規撮影を原則とするが、季節の花など撮影時期の問題等により撮影が困難な場合などは、三重県が保有するプロモーション動画（※1）や、三重県と協議の上で受託者が所有している動画を活用することも可能とする。
- ・撮影に必要な許可申請等については、原則、受託者が手続きを行うこと。
- ・事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度、三重県と協議のうえ対応すること。
- ・映像制作に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て当初の契約金額に含むこと。

（※1）三重県が過去に制作したプロモーション動画

①令和元年度ブランディング動画

<https://www.youtube.com/watch?v=6E80cy3ZDJk>

②令和2年度ブランディング動画

<https://www.youtube.com/watch?v=GWMJ4br2PJU>

③伊勢志摩サミット動画 (Ama female divers in Mie, Japan)

<https://www.youtube.com/watch?v=f35ZyQYs3v4>

④伊勢志摩サミット動画 (The Spiritual Heart of Japan in Mie)

<https://www.youtube.com/watch?v=Ba6UoPJwHMM>

⑤伊勢志摩サミット動画 (Adventure in Mie, Japan)

https://www.youtube.com/watch?v=mWW7hjwa_io

⑥伊勢志摩サミット動画 (Luxury in Mie, Japan)

<https://www.youtube.com/watch?v=Zg-x26JHbi8>

※「バーチャルツアー等で使用する映像の制作」提案時の留意事項

- ①制作する3本の映像について、それぞれ絵コンテ等を用いて全体の構成を提案すること。
- ②バーチャルツアーについては進行要領など、具体的に実施する内容が分かるように提案すること。
- ③撮影時の体制や撮影時期・日数などについて、具体的に提案すること。
- ④新型コロナウイルス感染症等の状況に鑑みて、撮影時の感染防止対策、移動制限

が出された時の対応、映像制作にかかる工夫について記載すること。

⑤三重県の位置やアクセスなどの基本情報や県内の主な観光地などを紹介するための工夫があれば提案すること。

⑥上記以外に効果を高める具体的な工夫があれば提案すること。

(2) 現地旅行会社向けバーチャルツアーの実施

ア バーチャルツアーの実施、運営

- ・オンラインシステム（WEB会議システム等）を活用し、各市場で訪日旅行に強みを持つ海外旅行会社及び三重県を含む訪日ツアー造成に強い関心を持つ海外旅行会社10社以上が参加する、「バーチャルツアー」を実施することで三重県の観光地を紹介すること。
- ・バーチャルツアーは（1）で制作した映像を活用し、各市場で1回以上実施することとし、1回あたりの時間は2時間以内とすること。
- ・各市場それぞれ、ネイティブの司会進行役（MC）を1名以上配置すること。
- ・海外旅行会社に対して景品やノベルティ等を提供する場合は、発送を含めた一切の手続きを受託者が実施するものとし、必要な額を見積りに含めること。
- ・ツアー実施前に全体を通したりハーサルを各市場1回以上行うこと。

イ バーチャルツアーの参加者募集、調整

- ・各市場において、バーチャルツアーの参加者募集や当日の案内等、旅行会社との調整を行うこと。

ウ バーチャルツアーの編集およびYouTubeチャンネルへの投稿

- ・バーチャルツアーの様子を録画した映像を編集し、今後の県のインバウンド事業に活用できるバーチャルツアー映像を制作すること。制作した映像は三重県観光連盟の公式YouTubeチャンネル「Japan Travel "Mie"」上での公開や、三重県のプロモーション事業で活用するものとする。
- ・編集後の映像については、ウェブサイトやYouTube等で使用可能なサイズ及びファイル形式で制作すること。
- ・三重県観光連盟と調整のうえ、「Japan Travel "Mie"」に各映像を投稿すること。
- ・YouTubeに投稿する各映像について、視聴者の関心が高まり、視聴回数が増加するようなサムネイル（検索などを行った際に表示される画像）を制作すること。
- ・YouTubeへの投稿に必要な設定（映像のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲等）を効果的に行うこと。
- ・映像を投稿する際は、三重県が指定するウェブページ（以下、三重県観光連盟及びそのSNS等を想定）のURLを掲載し、ウェブページへの誘導を行うこと。

エ バーチャルツアー参加者へのアンケートの実施

- ・バーチャルツアー終了後、参加者に対してアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は三重県と協議の上、決定すること。

オ バーチャルツアー参加者からの問合せへの対応（随時）

- ・バーチャルツアー終了後、参加者からツアーの造成や販売、三重県の観光情報等にかかる問合せがあった場合、必要な情報提供及び三重県との連絡調整を行うこと。

※「現地旅行会社向けバーチャルツアーの実施」提案時の留意事項

- ①バーチャルツアーの開催時期、開催方法、司会進行役（MC）、進行要領、想定する参加旅行会社などを具体的に提案すること。
- ②司会進行役（MC）については、集客力や観光PRの観点から効果が高い者を選定、提案するとともに、参加者にとって魅力的なツアーとなるよう、演出や進行に工夫を行うこと。
- ③三重県内からのライブ中継や、事前に現地側参加者に対して三重県産品を送付しておいたり、三重県産品が当たるクイズを実施するなど、臨場感を高めて参加者が楽しく参加できる効果的な工夫について提案すること。
- ④上記以外に効果を高める具体的な工夫があれば提案すること。

(3) バーチャルツアー映像を活用したプロモーションの実施

ア オンライン商談会の開催

- ・オンラインシステム（WEB会議システム等）を使用して、現地旅行会社と三重県の観光事業者等がオンラインで参加する商談会を各市場で1回以上、企画、実施すること。
- ・商談は現地側、三重県側から同数程度の事業者が参加し、1対1の商談を行うこととする。なお、1市場あたり、150件以上の商談を目標とすること。
- ・開催方法について、三重県側の参加者は各事業所等からオンラインで参加するものとする。
- ・三重県側参加事業者の募集、とりまとめは委託者が行うこととし、それ以外で必要となる現地旅行会社の募集、事前準備及び商談会の運営に必要な一切の業務を実施すること。
- ・通訳を三重県側参加者固定で、三重県側参加者1社につき1名を配置すること。また、事前に三重県側参加者と商談内容の打合せができるよう調整すること。
- ・オンライン商談会開催の前には、三重県側及び現地側に対して事前説明会の開催及び通信環境の確認を行うこと。
- ・バーチャルツアーで制作した映像を編集し、商談会当日の冒頭において、三重県の紹介を行うこと。

（※必要となる費用の例）

現地旅行会社参加者の招待や連絡調整、日本側及び現地側紹介資料の翻訳、現地側で必要となるシステムの構築（PC等端末、Wi-Fi環境、マイク等音声環境）、通訳スタッフ等。

イ オンライン商談会参加者へのアンケートの実施

- ・商談会終了後、双方の参加者に対してアンケートを実施すること。なお、アンケートの内容は三重県と協議の上、決定すること。

ウ 現地旅行会社参加者へのフォローアップの実施

- ・商談会に参加した現地旅行会社に対してフォローアップを行い、1カ月以内に結果を三重県に報告するとともに、三重県側の各参加者に対してフィードバックを行う

こと。なお、フォローアップについてはメール等の手段でも可とする。

- ・商談会に参加した現地旅行会社からの問合せに対し、必要な情報提供および三重県との連絡調整を行うこと。(随時)

※「オンライン商談会の開催」提案時の留意事項

- ①開催時期は令和3年11月頃～令和4年1月頃とし、具体的な日時は協議の上、決定すること。
- ②想定される双方の参加者数及び商談回数を明記すること。
- ③現地側の想定参加旅行会社を具体的に提案すること。
- ④現地側の参加者は、現地で用意する会場に集める、または、各事業所等からオンラインで商談会に参加することとし、具体的な方法について提案すること。また、通訳についてはオンラインでの参加も可とする。
- ⑤その他、商談会を成功させるために具体的で実現可能な提案があれば、提案書に記載すること。

エ 現地の訪日関心層向けプロモーションの実施

- ・各市場の現地動向やコロナ後の海外旅行の趣向に合わせて、(1)で制作した映像を活用し、現地の訪日関心層に対するプロモーションを各市場で1回以上実施すること。
- ・現地で景品やノベルティ等を提供する場合は、発送を含めた一切の手続きを受託者が実施するものとし、必要な額を見積りに含めること。

※「現地の訪日関心層向けプロモーションの実施」提案時の留意事項

- ①開催時期は令和3年12月頃～令和4年3月頃とし、具体的な日時は協議の上、決定すること。
- ②現地で開催される旅行博を活用したプロモーションや、現地メディアや旅行会社等と連携した情報発信など、プロモーションの実施内容、開催時期などについて具体的に提案すること。
- ③各市場における新型コロナウイルス感染拡大防止のための制限措置に従って実施すること。

(4) その他関連する業務

- ア バーチャルツアー、オンライン商談会、現地プロモーションの実施後、2週間以内に、内容や成果等を記載したレポートを作成し、電子メールで提出すること。
- イ 本事業の実施結果を踏まえ、今後のオンラインとオフラインを効果的に組み合わせたプロモーション手法等について提案すること。

5 報告書及び成果物の提出

本業務終了後、期限までに事業実績に係る報告書(印刷物)を2部提出すること。報告書(印刷物)とは別に、報告書の電子データ及び制作した映像等をDVD等の電子

媒体に収録して、提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 上記4. 業務内容(1)～(4)の実施内容・成果

イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和4年3月25日(金)

(3) 納品場所 三重県雇用経済部観光局海外誘客課

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

7 その他

(1) 業務実施の条件

委託業務の実施に当たっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進める。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があり、また、新型コロナウイルス感染症の影響等により、委託業務の一部が実施できない場合は、実施できない部分に応じて委託料が減額となる。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとする。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。

(3) 再委託

契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 個人情報の保護

受託者は、委託業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守るものとする。なお、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、罰則規定があるので留意すること。

(5) 資料等の作成

報告書及び成果物や、本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとします。

(6) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成

11年8月13日法律第128号)等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(7) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとします。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用(著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。)できるものとする。

オ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等(以下総称して「知的財産権」

という。)を侵害するものであるとして三重県に対し何らかの訴え、異議、請求等(以下総称して「紛争」という。)がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議の上、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

(ア) 成果品を侵害のないものに改変すること。

(イ) 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前2項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(8) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 受託者がアの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとします。

ウ 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

8 担当部局等

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部観光局 海外誘客課 担当 小林、久保

電話 : 059-224-2847

ファクシミリ : 059-224-2801

Email : inbound@pref.mie.lg.jp

以上